第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の四第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	場合においては	道路管理者等は
	、道路管理者	、道路管理者等
第四十七条の七第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の十八第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者

第一条の六を第一条の七とし、第一条の五の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる施設又は工作物）

第一条の六　法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、トンネル、橋その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とする。

第二条第一項中「工事又は」を「工事、」に、「を行おう」を「又は法第十七条第六項の規定による都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行おう」に改める。

第四条の二第一項中第二十一号を第二十三号とし、第五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第四条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十二条の二の規定により協定を締結すること。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三　法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十二号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2　前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

第六条第一項中「又は指定市以外の市町村」を削り、「第二項」を「第三項」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項第一号中「第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号」を「第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号から第十九号まで及び第二十三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第六条第二項中「第二十七条第一項」の下に「又は第三項」を加え、後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二条の二、第四十七条の七第一項若しくは第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結し、又は法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第十八条を削り、第十七条を第十八条とし、第十六条の二を第十七条とする。

第十九条第三項第二号中「法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第三章第一節の節名中「国道の新設又は改築」を「道路の新設等」に改める。

第二十一条の見出しを「（都道府県等負担額）」に改め、同条中「都道府県が法」を「国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法」に、「国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧」を「国道の新設等」に、「負担基本額」を「国道新設等都道府県負担額」に、「この条」を「この項」に、「都道府県負担額」を「国道新設等都道府県負担額」に改め、同条に次の二項を加える。

2　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）とする。

3　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

第二十二条の見出しを「（国道新設等国庫負担額）」に改め、同条中「負担基本額」を「国道新設等負担基本額」に、「国庫負担額」を「国道新設等国庫負担額」に改める。

第二十三条の見出しを「（国道新設等国庫負担基本額等の通知）」に改め、同条第一項中「国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧」を「国道の新設等」に、「負担基本額及び都道府県負担額」を「国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額」に改め、同条第二項中「負担基本額及び都道府県負担額」を「国道新設等都道府県負担額」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に、「都道府県負担額」を「国道新設等都道府県負担額」に、「「国庫負担額」を「「国道新設等国庫負担額」と、同項中「、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「負担基本額、都道府県負担額又は都道府県分担額」を「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

4　国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。